

アクションプラン ～ハローワークの移譲に向けて～

提案の趣旨

【理念】

<住民主体>

- 地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題の解決に取り組む

<基礎自治体優先の原則>

- 地域住民に最も身近な基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担う

<補完性の原則>

- 国と地方の役割分担の最適化

<住民サービスの向上>

- 国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)が、住民がよりよい行政サービスを受けるためのものであること

⇒市が関連施策と連携を図りつつ、総合的な行政サービスを提供できるようになり、住民サービスの向上につながる。

⇒市が住民ニーズに基づき、より総合的、自立的、効率的に都市経営を推進でき、住民満足度の向上につながる。

<効率的な行政運営>

- 国と基礎自治体の役割分担が図られることにより、効率的な制度運営が可能となる。

⇒労働保険や労働基準などの全国統一的な基準が必要なもの:国

⇒従来の住民サービス+求職者向けサービス:基礎自治体



互いの長所を生かした適正な役割分担による
行政効率の向上

【雇用・労働行政のあるべき姿】

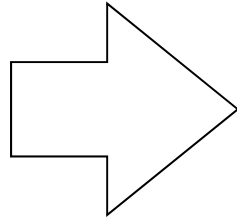
- 地域の経済状況・経済対策に応じた求職者、事業者向けサービスの提供
- 求職者の形態に応じた幅広いサービスの提供（新卒者、高齢者、障害者、健康状態、母子・父子家庭、外国人）
- 求職者の生活状況に応じた一体的なサービスの提供（雇用+生活・住宅）

提案理由(具体的効果・利用者ニーズ等)

【本市の現状】

～平成20年のリーマンショック後～

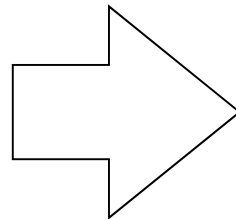
- 有効求人倍率の著しい低下(0.61倍/H23.3月)
- 製造業の景気回復の遅れ
- 新卒者・外国人の就職状況の悪化



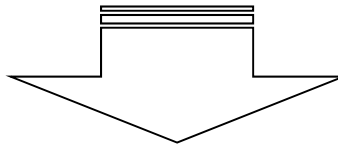
市民の雇用不安

【具体的効果・ねらい】

- 地域課題に応じた雇用対策の実施(地域の独自性の発揮)
- 求職者の形態、生活状況に応じた一体的かつ幅広いサービスの提供(住民サービスの拡大へ)



地域の実情に応じた雇用サービスの提供



＜求職者向けサービスの包括的移譲＞

総合特区制度を活用した求職者向けサービスに係る権限、財源の移譲

- 平成25年度までに実施状況を検証し課題を整理
- 平成26年度以降法令改正等へ

【現在】

<ハローワーク>

○求職者向けサービス

- ・職業相談、紹介等求職手続き(職業安定法第5条第3号)
- ・失業等各給付にかかる雇用保険手続き(厚生労働省設置法第4条第61号)
- ・就職、仕事に関する情報提供サービス(職業安定法第51条の3)
- ・キャリアアップハローワーク、マザーズサロン、新卒応援ハローワーク

○事業主向けサービス

- ・応募者紹介等人材の紹介(職業安定法第5条第3号)
- ・資格取得、喪失手続き等雇用保険の適用(雇用保険法第7条)
- ・各種助成金、給付金の支給
- ・募集、採用に関する相談、援助など雇用管理サービス(職業安定法第51条の3)
- ・労働市場における情報提供等サービス(職業安定法第14条)

- ・権限、財源を市へ移譲
- ・運営人材について国がサポート

【平成23～25年度】

<総合特区制度による規制の特例措置により浜松市が実施(H24～25)>

- ・パーソナルサポートセンター(H23市事業)

(仮称)浜松市ジョブサポートセンター
市内3箇所のハローワーク(浜松、浜北、細江)業務について、
中、浜北、北の各区役所で実施
・求職者向けサービスを市が実施
・各種生活支援相談の実施(生活・住宅)

<国が実施>

- ・当面の間、国が引き続き実施

【平成26年度以降】

- ・広域自治体が実施(道州制も想定)
- ・広域連合等により広域的に実施
- ・市が実施
⇒地域が選択

<国の役割>

労働保険や労働基準などの
全国統一的な基準の設定

(仮称)浜松市ジョブサポートセンターの設置に伴い必要な法改正(主なもの)

■職業安定法 第5条第3号

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、(中略)無料の職業紹介事業を行うこと。

■雇用保険法 第2条

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

2 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

■厚生労働省設置法 第4条第54号、第61号

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

五十四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。

六十一 政府が所管する雇用保険事業に関すること。

「アクション・プランを実現するための提案」について（追加提案）

浜松市

国の出先機関廃止に向けたアクション・プランを実現するための提案（ハローワーク関係）については、第2次募集（平成23年5月13日期限）において既に提案しているところだが、依然として厳しい本市の雇用情勢を踏まえ、次のとおり、追加提案する。

追加提案

1 概要

アクション・プランの中で平成26年度にかけてハローワークの廃止に向けた検証や法整備がなされる方針が示された。

浜松市においては住民にもっとも身近な基礎自治体として、市の就労支援機能とハローワークの職業紹介等の機能を一体的に実施して「相談から就職まで一貫したサービス」を提供することにより、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かなトータルサポートの実現を図るなかで、本市におけるハローワーク機能の一元化に向けた成果と課題の検証を行う。

2 事業内容 【就労支援との一体的実施】

内 容：生活保護受給者や障がい者等、就労意欲がありながら生活困難に陥っている方を対象とする、市の個別就労支援や各種セミナーの開催等とハローワークの職業紹介サービスの一体的実施

設置場所：本庁舎(中区) 低層階を想定

(仮称)浜松市ジョブサポートセンター

3 役割分担

① 市の役割

- ・求職者に対する総合相談、キャリアカウンセリング
- ・各種セミナーの開催
- ・関係機関との個別支援のトータルコーディネート

② ハローワークの役割

- ・求職者に対する職業相談、あっせん、指導
- ・求人端末による情報提供及び紹介状の直接交付
- ・市との協働による求人開拓や各種セミナーの開催

4 スケジュール

年 度	内 容
H24年度	「一体的実施」に係る国との協議
H25年度	「一体的実施」の施行及び成果と課題の検証
H26年度以降	国でなされる検証や法整備を踏まえ、財源と職員の移管に関する課題を整理して事務権限移譲